

特定子ども・子育て支援施設等 の運営について

青森市福祉部子育て支援課

令和6年度特定教育・保育施設等
及び特定子ども・子育て支援施設等運営説明会

特定子ども・子育て支援施設等の運営や施設等利用費について、特に注意いただきたい事項をお知らせします。

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

(1) 利用料及び特定費用の額の受領に関する事項

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第55条)

特定子ども・子育て支援提供者は、保護者から特定子ども・子育て支援の提供の対価（利用料）と特定費用（日用品費、行事費、給食費、通園送迎費など）の支払いを受けることができることとされており、特定費用については、あらかじめ金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、保護者に説明を行い、同意を得なければならないとされています。

具体的には、利用料や特定費用が明記されたパンフレット等により、保護者に説明を行い、同意を得る必要があります。（「同意書」等の書面の徴取は不要です。）

(2) 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書に関する事項

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第56条)

特定子ども・子育て支援提供者は、利用料及び特定費用を受領した際は、領収証を交付しなければなりません。領収証には、利用料と特定費用を区分して記載しなければなりません。

また、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければなりません（預かり保育（一時預かり（幼稚園型）を除く）。

市では、ホームページにおいて参考様式をお示ししておりますので、御活用ください。

特定子ども・子育て支援の提供の対価（利用料）と特定費用（日用品費、行事費、給食費、通園送迎費など）を区分していない事例が見られます。

特定費用は施設等利用費の支給対象外ですので、明確に区分し領収書に記載してください。

1

施設等利用費の支給に係る施設又は事業としての確認を受けた「特定子ども・子育て支援施設等」の運営に当たっての注意事項です。

●日用品費、行事費、給食費、通園送迎費などの「特定費用」の支払いを受ける場合、あらかじめ金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、保護者に説明を行い、同意を得なければならないこと

●利用料及び特定費用を受領した際は領収証を交付しなければならないこと、また、領収証には利用料と特定費用を区分して記載しなければならないこと

●保護者に対し、当該支払に係る「特定子ども・子育て支援提供証明書」を交付しなければならないこと（預かり保育（一時預かり（幼稚園型）を除く）

以上についてご留意ください。

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

(3) 施設等利用費における預かり保育の上限額

預かり保育（一時預かり（幼稚園型））に係る施設等利用費の支給額は、
「日額450円×利用日数」（月額11,300円）が限度となります。

※特定費用（日用品費、行事費、給食費、通園送迎費など）は対象外

＜参考：例＞

①預かり保育事業の利用料として園に支払った額の月内総額：10,000円（利用日数20日）

②施設等利用費支給限度額：日額450円×利用日数20日＝9,000円

→ 「①利用料：10,000円 > ②限度額：9,000円」であるため、施設等利用費支給額は「9,000円」

(4) ＜参考＞各特定子ども・子育て支援施設等における施設等利用費の額

（子ども・子育て支援法施行令第15条の6）

認定区分	区分	特定子ども・子育て支援施設等	上限額	備考
新1号	在園児	認定こども園、幼稚園、特別支援学校	25,700	満3歳以上児の未移行幼稚園在園児
新2号	在園児	認定こども園、幼稚園、特別支援学校	25,700	
		認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児預かり事業、子育て援助活動支援事業	11,300	・第4、6～8号については、11,300円から第5号（預かり保育）分を控除した額（預かり保育が保育必要量を下回る場合に限る） ※「日額単価450円×利用日数」が支給限度額
	非在園児	認可外保育施設、一時預かり事業、病児預かり事業、子育て援助活動支援事業	37,000	
新3号		認定こども園、幼稚園、特別支援学校	25,700	
	在園児	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児預かり事業、子育て援助活動支援事業	16,300	
	非在園児	認可外保育施設、一時預かり事業、病児預かり事業、子育て援助活動支援事業	42,000	

2

預かり保育（一時預かり（幼稚園型））に係る施設等利用費の支給額は、「日額450円×利用日数」（月額11,300円）が限度となります。

なお、特定費用（日用品費、行事費、給食費、通園送迎費など）は対象外となります。

また、各特定子ども・子育て支援施設等における施設等利用費の額についても掲載しますので参考にしてください。

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

不適切な保育及び虐待の未然防止のため、以下の点にもご注意ください。

1 職員の負担軽減に資する運用上の見直し等（国による例示）

- ①園児の記録のうち、記載内容が重複するものは、可能であれば同一の様式とするなど見直しすること
- ②働き方の見直しや業務内容の改善を行うこと

※参考「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）

URL：https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/4f505001/20231016_policies_hoiku_83.pdf

2 苦情等への誠実な対応

苦情の受付・処理・解決体制に基づき、苦情があった場合は、受付から解決に至るまでの記録を整備し、施設全体（組織）として速やかに必要な事実確認を行い、適切かつ誠実に苦情対応を行うこと。

特に、保護者等からの苦情や職員から施設長・主任保育士等に対し不適切な保育等が疑われる事案等の情報提供があった場合には、保育等サービスの質の向上を図り、早い段階で改善を促し、不適切な保育や虐待を未然に防止するための好機と捉え、組織的に対応し、速やかに必要な改善措置を講じること。

3 青森市相談窓口の周知

職員が保育所等において行われる保育に対して違和感を覚えた場合は、子育て支援課に相談できることを職員に周知すること。

また、保護者の苦情については、各施設で適切な解決に努めるべき事項であるが、保育所等に相談しづらい等の場合も、子育て支援課に相談いただけることを、掲示等により保護者に周知すること。

【相談先】

青森市福祉部子育て支援課（青森市新町一丁目3-7 青森市役所駅前庁舎2階）

電話：017-734-5421 ファクス：017-722-5678 メール：hoiku@city.aomori.aomori.jp

不適切な保育及び虐待の未然防止のため、1職員の負担軽減に資する運用上の見直し等、2苦情等への誠実な対応、3青森市相談窓口の周知にもご注意ください。

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

(6) 認可外保育施設における届出等について (児童福祉法第59条の2第2項)

下記の事項について、市への届出・報告が必要です。

届出・報告事項		提出書類
市に提出した認可外保育施設設置届の記載事項のうち、右の事項に変更があった場合	下記①～⑤共通	認可外保育施設事業内容等変更届 ※変更があった日から一か月以内
	①施設の名称及び所在地	施設のパフレット、不動産登記簿
	②設置者の氏名及び住所 又は名称及び所在地	(法人の場合) 全部事項証明書 (個人の場合) 履歴書
	③建物その他の設備の規模及び構造	各部屋の面積が分かる平面図
	④施設の管理者の氏名及び住所	履歴書
	⑤過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別	命令書の写し等
24時間かつ週のうち5日程度以上入所している児童がいる場合		長期に滞在している児童について
下記の事故が発生した場合 (①死亡事故、②意識不明事故 (どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの、③治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故)		教育・保育施設等 事故報告様式
下記の感染症又は食中毒が発生した場合 (①同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が1週間内に2人以上発生した場合 ②同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10人以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ③上記①②に該当しない場合でも、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、施設長が特に報告を必要と認めた場合)		社会福祉施設等感染症等発生報告書

5

子育て支援課に提出した設置届のうち、一定の事項に変更があった場合などは、子育て支援課への届出・報告が必要です。忘れずに行うようお願いします。

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

(7) 認可外保育施設における揭示事項のインターネット公開の義務化等

(児童福祉法第59条の2の2)

揭示事項のインターネット公開の義務化について

認可外保育施設の設置者及び施設の管理者の氏名等、一定の事項（次ページに掲載）について、当該施設が提供するサービスを利用しようとする者の見やすい場所に揭示することに加え、インターネットでの公開が義務化されています。

上記の公開は、ここdeサーチ（子ども・子育て支援情報公表システム）に情報を登録することにより行います。

ここdeサーチへの掲載作業は、子育て支援課で行いますので、各施設の登録事項（次のページに掲載）に変更がありましたら、変更の都度、子育て支援課にご連絡いただくようお願いします。

【連絡先】

青森市福祉部子育て支援課（青森市新町一丁目3-7 青森市役所駅前庁舎2階）

電話：017-734-5421 ファクス：017-722-5678 メール：hoiku@city.aomori.aomori.jp

認可外保育施設の設置者及び施設の管理者の氏名等、一定の事項について、揭示に加え、インターネットでの公開が義務化されています。

公開はここdeサーチ（子ども・子育て支援情報公表システム）に情報を登録することにより行います。

各施設の登録事項に変更がありましたら、変更の都度、子育て支援課にご連絡ください。

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

【施設への掲示及びインターネット公開が必要な事項】

- 1 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- 2 建物その他設備の規模及び構造
- 3 その他内閣府令で定める事項
 - ①施設の名称及び所在地
 - ②事業を開始した年月日
 - ③開所している時間
 - ④提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由
 - ⑤入所定員
 - ⑥保育士その他の職員の配置数又はその予定
 - ⑦法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況
 - ⑧保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - ⑨提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
 - ⑩緊急時等における対応方法
 - ⑪非常災害対策
 - ⑫虐待の防止のための措置に関する事項
 - ⑬施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令※を受けたか否かの別
※法第59条第5項の命令…事業の停止又は施設の閉鎖の命令

施設への掲示及びインターネット公開が必要な事項です。

このほか、開所曜日、施設の連絡先(電話番号、ファクス番号、メールアドレス)が変わった際も、お知らせください。